

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第93号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成23年4月1日 07時20分ごろ
発生場所	岡山県岡山市 岡山港西防波堤灯台から真方位344° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 39.4′ 東経133° 55.9′）
事故等調査の経過	平成23年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 しょうせい、60トン
船舶番号、船舶所有者等	131834、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼4枚に曲損及び欠損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、C重油約150klを積載し、船首約2.3m、船尾約2.5mの喫水で岡山市の旭川河口に着き、河口から北方約1.2km上流にある貨物油陸揚げ予定地（以下「予定地」という。）に向かって航行を開始した。</p> <p>船長は、これまでの運航の際にGPSプロッターに記憶させた水深の深い場所の航跡をたどりながら航行していたが、川の流れがいつもより速いと感じ、また、多数のプレジャーボートが遊走していたので、特に、前方に注意しながら操船に当たっていた。</p> <p>本船は、約5ノットの速力で航行し、河口から約6.5km上流の桜橋を過ぎ、さらに、900m上流の京橋を目指していたところ、平成23年4月1日07時20分ごろ、岡山港西防波堤灯台から真方位344° 3.8M付近で水深約2.1mの浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船体が振動するようになったが、そのまま航行を続け、予定地で揚げ荷役を終えたのち、船体の震動が小さくなるまで減速し、旭川を下って運航の拠点としている兵庫県の家島に帰航した。</p> <p>本船は、造船所に入渠して検査した結果、プロペラ翼が曲損及び欠損していたので検査工事と併せて修理した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1～2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏（河川）</p> <p>岡山港に近い宇野港における平成23年4月1日午前の潮汐は、次のとおりであり、本事故時、同港の潮汐は、上げ潮の中央期であった。</p> <p>干潮 04時02分 潮高 47cm</p> <p>満潮 10時14分 潮高 209cm</p>
その他の事項	<p>旭川の河口から予定地までの水深は、2.1～3.9mであった。</p> <p>船長は、旭川を上流に向かって航行するに当たり、次のことを把握していた。</p> <p>① 旭川の水深は深くない。</p>

	<p>② 最深部は、川の中央とは定まっていない。</p> <p>③ 満潮時期を待って航行すれば、より安全に航行できる。</p> <p>④ 本事故当時は満潮時期ではなかった。</p> <p>船長は、急ぎの用事を抱えていたので、満潮時期の前に河川の航行を開始した。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dotted black;">乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dotted black;">船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dotted black;">気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dotted black;">判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、旭川をGPSプロッターに記憶させた航跡をたどりながら上流に向けて航行中、満潮時期でなかったことから、水深が船尾喫水に満たない箇所が存在し、船尾が同所に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、急ぎの用事があったことから、満潮時期を待たずに航行したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、旭川をGPSプロッターに記憶させた航跡をたどりながら上流に向けて航行中、満潮時期でなかったことから、水深が船尾喫水に満たない箇所が存在し、船尾が同所に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、急ぎの用事があったことから、満潮時期を待たずに航行したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、旭川をGPSプロッターに記憶させた航跡をたどりながら上流に向けて航行中、満潮時期でなかったことから、水深が船尾喫水に満たない箇所が存在し、船尾が同所に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、急ぎの用事があったことから、満潮時期を待たずに航行したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、旭川をGPSプロッターに記憶させた航跡をたどりながら上流に向かって航行中、満潮時期でなかったため、水深が船尾喫水に満たない箇所が存在し、船尾が同所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								